

企画公募事業「あらかわ文化イベント企画 応援プロジェクト」実施要綱

平成 25 年 4 月 1 日 決定
(25ACC 発第 420 号)

(事務局長決定)

平成 26 年 1 月 1 日一部改正

平成 27 年 1 月 1 日一部改正

平成 28 年 1 月 1 日一部改正

平成 28 年 12 月 1 日一部改正

平成 29 年 12 月 1 日一部改正

平成 30 年 12 月 3 日一部改正

令和 7 年 6 月 10 日一部改正

(趣旨・目的)

第1条 この事業は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）が、区内における、魅力ある芸術文化イベントの企画について、実施まで企画者を支援することで、区民の芸術文化活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、区内で積極的に芸術文化活動を行う意思のある個人、もしくは団体とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、募集の対象とならない。

- (1) 政治活動を主たる目的としているもの
- (2) 宗教活動を主たる目的としているもの
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(募集期間)

第3条 募集期間は毎年度、理事長が別に定める。

(募集内容)

第4条 募集内容は音楽・演劇・舞踊・美術等の分野で、荒川区の芸術文化振興に寄与し、荒川区内で実施できる芸術文化イベントのうち毎年度、理事長が別に定める。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、選考の対象とはならない。

- (1) 直近 2 年以内に実施した企画公募で採択された個人または団体
- (2) 政治活動や宗教活動、反社会的活動を主たる目的とした個人または団体
- (3) 嘘利を目的とした商業的色彩の濃い企画
- (4) 学校行事や音楽教室等の発表会に類する企画
- (5) 応募者又は応募者が属する団体の成果発表に係る企画
- (6) 特定の会員のみを対象とした企画

(選考基準)

第5条 選考基準は次のとおりとする。

- (1) ムーブホールを舞台として実現可能な企画であるか

- (2) 企画の内容に具体性があり、かつ、適切な収支予算を組んでいるか
- (3) 多くの人に受け入れられる内容であるか
- (4) 企画の意図、内容が創造的かつ意欲的であるか
- (5) 主催者が主体となって事業を運営することが可能であるか
- (6) 荒川区の芸術文化振興に寄与する内容であるか
- (7) 荒川区の芸術文化振興にとって、新しい風となる内容であるか

(応募方法)

第6条 応募しようとする者は、所定の書式（第1号様式：企画提案書・第2号様式：企画書・第3号様式：収支予算書）を、募集期間中に理事長に提出する。

(採択)

第7条 理事長は別に設置する審査会の審査に基づき、応募企画の中から優秀企画を採択する。

2 優秀な企画がない場合は、すべての企画を採択しないこととする。

(審査結果通知)

第8条 審査の結果については、所定の書式（第4号様式：採択決定通知書・第5号様式：不採択決定通知書）にて応募者に通知する。

(実施)

第9条 採択された企画の実施期間は企画者とACCが相談のうえ決定する。

2 企画の実施主体は企画者とし、実施に際し、ACCは、共催負担金を交付するほか、広報等の支援を行う。なお、企画者は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団共催事業実施要綱（以下「共催要綱」という。）に定める共催申請書を理事長に提出し、決定を受けるものとする。

(負担金)

第10条 採択された企画に対しては、別表「負担金対象経費及び対象外経費」に基づく負担金対象経費から事業収入を差し引いた額について、10万円を上限として共催負担金を交付する。ただし、別表に定める負担金対象経費から事業収入を差し引いた額が10万円未満の場合は、当該額を負担金とする。

(実績報告)

第11条 企画者は、企画終了後、速やかに共催要綱に定める事業報告書をACC理事長に提出する。

(負担金の交付)

第12条 ACCは事業報告書を審査の上、負担金額を確定し負担金を交付する。

2 ACCは確定した負担金額を企画者に通知し、企画者からの請求書を受領後、負担金を交付する。

(その他)

第13条 この要綱の定めにないものについては、理事長が決定する。

＜別表＞負担金対象経費及び対象外経費

対象経費	支出項目	内訳例
	出演料・謝金	出演料、講師謝金、プログラムノート執筆謝金 保育ボランティア謝金
	旅費	出演者交通費、出演者宿泊代
	舞台制作費	会場使用料、附帯設備使用料、公演委託料、舞台制作委託料 音響・照明委託料
	印刷費	チラシ・ポスター印刷費、プログラム印刷製本費 出演者等写真現像代
	広告宣伝費	新聞掲載広告料、雑誌掲載広告料
	通信・運搬費	郵便料、宅配料、機材等運搬費
	その他経費	機材レンタル代、著作権使用料、参加者保険料、入場券販売手数料 銀行振込手数料、看板設置・撤去代、駐車場整理委託料 稽古場借料、アルバイト委託料、消耗品代等
対象外経費	支出項目	内訳例
	飲食費	出演者ケータリング代、出演者弁当代 レセプション・パーティにかかる経費等
	備品費	備品・楽器の新規購入費
	その他経費	団体運営のための経常的経費・施設・設備等整備費

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。